

1 報告の趣旨

令和8年6月12日から「盛岡市コミュニティ交通サポート補助金」を開始したので、その概要を報告するもの。

2 補助の目的

地域住民等が主体となって行う移動手段を確保する取組に対して技術的・事務的サポートだけではなく、補助金を交付し資金面でサポートすることで地域の移動手段の維持・確保に繋げていくことを目的としたもの。

3 補助の内容

(1) 対象事業

- 地域住民等が主体となって検討、契約、運行調整、運送、利用促進等を行う次の交通
- ア 乗合タクシー（道路運送法第3条第1項イの規定によるもの）
 - イ 相乗りタクシー（道路運送法第3条第1項ハの規定によるものを活用するもの）
 - ウ 交通空白地有償運送（道路運送法施行規則第49条第1号の規定によるもの）
 - エ 互助による運送（道路運送法上の許可・登録を要しない運送）

(2) 補助対象者

町内会、自治会、ボランティア活動を行う団体、非営利活動法人
その他上記の団体に類する団体
（上記団体は盛岡市に活動の拠点を有し、構成員が3人以上を条件とする）

(3) 対象経費

対象事業	対象経費
乗合タクシー	運行を委託する経費から運賃収入等を控除した額
相乗りタクシー	運行を依頼する経費から運賃収入等を控除した額
交通空白地有償運送	報償費、燃料費、保険料、運転講習費用、事務費等
互助による運送	燃料費、保険料、運転講習費用、事務費等

(4) 補助額

- ア 補助対象経費が100,000円未満の場合は全額
- イ 補助対象経費が100,000円以上200,000円未満の場合は100,000円
- ウ 補助対象経費が200,000円以上の場合は対象経費の2分の1（上限400,000円）